

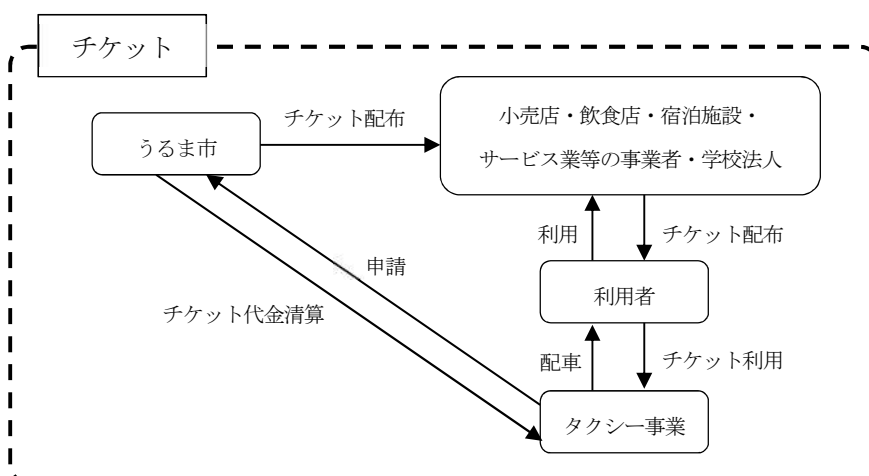
うるま市島しょ地域タクシー配車及びタクシーチケット支援事業 チケット取扱い要領

1 趣旨

うるま市島しょ地域タクシー配車及びタクシーチケット支援事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）で定めるタクシーチケット（以下「チケット」という。）について必要な事項を定める。

2 業務概要

- (1) 対象 : チケット 560円/枚
- (2) 配布枚数 : 2,000枚
- (3) 配布期間 : 令和4年10月1日（木）から令和5年2月24日（金）まで
- (4) 利用期間 : 令和4年10月1日（木）から令和5年2月28日（火）まで
- (5) 利用対象 : 島しょ地域からのタクシー利用者（うるま市民・沖縄県民・観光客等）
- (6) 利用限度 : タクシー1乗車あたり利用枚数上限なし
- (7) チケット取扱いのスキームは、以下のとおり



3 チケット取扱いにおける厳守事項

- (1) チケットはタクシー料金の支払いのみ利用可能とする。
- (2) チケットは事前に登録されたタクシー事業者のみに於いて利用期間内に限り利用可能とする。
- (3) チケット利用後の返品、返金はできない。
- (4) チケットを現金化することはできない。
- (5) チケット額面に利用額が満たない場合でも、釣り銭は出ない。
- (6) 利用期間を過ぎたチケットは利用できない。
- (7) 利用済みチケットの盗難・紛失、滅失又は偽造、模造、換金期間切れ等による損失に対して、市は責任を負わない。
- (8) 個人情報の取り扱いについては十分留意すること。
- (9) 商取引なくチケットを流通することはできない。

4 タクシー事業者のチケット取扱い

実施要綱第3条に定める登録を行ったタクシー事業者のチケット取扱いは以下とする。

(1) チケットは、1乗車につき上限枚数なく利用が可能とする。

〈利用方法例〉

例1) 利用料金：560円（タクシー初乗り料金）の場合 ⇒ 本チケット1枚（560円）

例2) 利用料金：1,000円の場合 ⇒ 本チケット1枚（560円）＋現金440円

例3) 利用料金：1,000円の場合 ⇒ 本チケット2枚（1,120円）※釣り銭無し

例4) 利用料金：1,200円の場合 ⇒ 本チケット2枚（1,120円）＋現金80円

(2) チケット再利用防止のため、チケット受領後は、裏面所定欄に必要事項（日付・配車した島）の記載及び事業者印を押印、または事業者名を記載する。

(3) 既にチケット裏面所定欄に事業者印を押印、または事業者名が記載されているものは利用できない。

(3) 受領したチケットは、実施要綱に基づき支援金の申請を行うこと。

5 チケット配布事業者のチケット取扱い

実施要綱第4条に定める登録を行ったチケット配布事業者のチケット取扱いは以下とする。

(1) 市よりチケットを受領後、速やかにチケット表面所定欄に配布事業者店舗名・電話番号を押印、または配布事業者名・電話番号を記載する。

(2) 小売店・飲食店・サービス業等の事業所または店舗については、利用者の会計金額2,000円毎にチケット1枚（560円分）を配布する。ただし、1会計で1グループに配布できるチケットは上限5枚（2,800円分）までとする。

(3) 宿泊施設については、宿泊利用1泊につき1組あたり1枚（560円分）を配布する。この場合、配布上限枚数は定めない。なお、宿泊利用でないホテル利用者については、前号の配布方法を準用する。

(4) 学校法人角川ドワンゴ学園N高等学校については、スクーリングで登校した生徒に対し1日あたり1枚（560円分）を配布できるものとする。

(5) チケット配布事業者がチケットを配布する時は、タクシーチケット配布者一覧（様式第1号）に利用者から氏名・住所（市町村のみ）を記載してもらう。

(6) 無駄のない配布による利用者の確実なタクシー等利用を図るため、利用者にチケットが必要かの有無を確認のうえ、利用者が必要であればチケットを配布する。

(7) チケットを追加で受取希望する場合は、様式第2号の写し、社判及び身分証明書を市へ持参する。

6 利用者のチケット取扱い

利用者のチケット取扱いは以下とする。

(1) チケットはタクシー料金の支払いのみ利用可能とする。

(2) チケットは事前に登録されたタクシー事業者のみににおいて利用期間内に限り利用可能とする。

(3) チケット利用後の返品、返金はできない。

(4) チケットを現金化することはできない。

(5) チケット額面に利用額が満たない場合でも、釣り銭は出ない。

(6) 利用期限を過ぎたチケットは利用できない。

(7) チケットを紛失した場合、再発行は行わない。

(8) チケットを第三者と売買・譲渡・交換することはできない。

(9) 商取引なくチケットを流通することはできない。

(10) チケットの複製・偽造等をしてはならない。

- (11) チケット表面所定欄に配布事業者店舗名・電話番号を押印、または配布事業者名・電話番号の記載がないものは利用できない。
- (12) 既にチケット裏面所定欄に事業者印を押印、または事業者名が記載されているものは利用できない。
- (13) 小売店・飲食店・サービス業等の事業所または店舗の利用については、会計金額2,000円毎に交通チケット1枚(560円分)を受取れる。ただし、1会計で受取れるチケットは1グループ上限5枚(2,800円分)までとする。
- (14) 宿泊施設の利用については、宿泊利用1泊につき1組あたり1枚(560円分)を受取れる。この場合、配布上限枚数は定めない。なお、宿泊利用でないホテル利用者については、前号の配布方法を準用する。
- (15) 学校法人角川ドワンゴ学園N高等学校については、スクーリングで登校した生徒が1日あたり1枚(560円分)を受取れる。
- (16) チケット配布事業者からチケットを受取る時は、様式第2号に氏名・住所(市町村のみ)を記載する。
- (17) 無駄のない配布による利用者の確実なタクシー等利用を図るため、必要のないチケットは受取らないよう努める。
- (18) チケットは、1乗車につき上限枚数なく利用が可能とする。

〈利用方法例〉

例1) 利用料金：560円(タクシー初乗り料金)の場合 ⇒ 本チケット1枚(560円)

例2) 利用料金：1,000円の場合 ⇒ 本チケット1枚(560円) + 現金440円

例3) 利用料金：1,000円の場合 ⇒ 本チケット2枚(1,120円) ※釣り銭無し

例4) 利用料金：1,200円の場合 ⇒ 本チケット2枚(1,120円) + 現金80円

7 チケット取扱い者の責務

- (1) 取扱うチケットは、必ず目視による真贋チェックを行う。色合いがあきらかに違う偽造が疑われるチケットについては、配布・利用・受取りを拒否するとともに、その事実を速やかに市まで報告を行うこと。また、汚損・破損等が激しいチケットについても、配布・利用・受取りを拒否する。
- (2) 市が、参加店舗及び関係機関への調査・照会が必要と認めたときは、これに同意し、協力すること。
- (3) 本事業参加者は、事業内容を十分理解するように努める。なお、誓約書の内容が遵守できない場合、募集要項に違反する行為が認められた場合や、登録内容に虚偽が認められた場合、換金拒否や参加店舗の承認を取り消す場合がある。また違反により損害金が発生した際は、損害賠償金を請求する場合がある。
- (4) その他、関係法令を遵守し、誠実な運営を行うこと。